

電源開発株式会社
大間原子力発電所

意見聴取会指摘事項について
(地質関係)

平成19年2月
原子力発電安全審査課

目 次

1. 原子炉補機冷却海水ポンプ等の保守点検内容について

1. 原子炉補機冷却海水ポンプ等の保守点検内容について

- 1) 原子炉補機冷却海水ポンプ等の保守点検内容について説明すること。

原子炉補機冷却海水ポンプ等の保守点検内容について、申請者は以下のとおりとしている。

原子炉補機冷却海水ポンプ等の機器の保守点検としては、点検周期を定めて、定期検査毎に数台ずつ計画的に行う点検のほかに、機器の運転状態を確認し、異常が認められた場合に行う点検がある。

特に、今回想定しているような火山噴出物が海面に浮遊した場合には、巡視点検の頻度を上げるなど機器の運転状態の監視を強化し、機器の運転状態に応じて即対応がとれるようにしている。

原子炉補機冷却系は、3系列ある各系列毎にポンプ及び熱交換器等を1台ずつ予備として設置している。原子炉補機冷却系の系統概要を図-1.1に示す。

仮に、機器の異常が認められた場合には、予備の機器を使用することなどにより、機器の点検を行い、健全な状態に戻すこととしている。なお、先行機の規定では10日以内に健全な状態に戻し、これを超える場合は原子炉を停止するとされており、申請者は、大間における期間については今後定めるとしている。

これらの点検においては、対象の機器を分解、清掃の上、部品の点検を行い、適宜、補修、部品交換等を実施することとしている。

